

□■公益通報者の保護■□

■公益通報

公益通報者保護制度は、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。

宮崎労働局においては、公益通報者保護法に基づき、公益通報窓口を設置し、公益通報の受付を行うとともに、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合には、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じます。

■公益通報者保護制度の概要

[公益通報者保護制度ウェブサイト（消費者庁）](#)

[公益通報者保護制度の概要について](#)

[公益通報者保護法](#)

[公益通報者保護法において通報の対象となる法律について](#)

[公益通報者保護制度相談窓口](#)

■[宮崎労働局における外部の労働者からの公益通報に対する事務手続き要領](#)

■宮崎労働局における公益通報手続きについて

●公益通報の条件

- ・ 通報者が通報の対象となる事業者へ労務提供している労働者であること
- ・ 通報に不正の目的がないこと
- ・ 法令違反行為（注）が生じ、又はまさに生じようとしていること
- ・ 通報内容が真実であると証明できること
- ・ 宮崎労働局が法令違反事実について処分又は勧告等の権限を有していること

（注）法律に規定する犯罪行為（懲役や罰金等が科される法令違反行為）又は最終的に刑罰（懲役や罰金等）に違反する行為につながる法令違反行為であることが必要です。

通報先は、厚生労働省本省のほか、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・地方厚生局・施設等機関・都道府県などの地方公共団体となる場合がありますので、下記より検索を行ってください。

(参照) [公益通報の通報先・相談先 行政機関検索](#)

●公益通報の方法

1. 書面（郵送）
〒880-0805
宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F
宮崎労働局 雇用環境・均等室宛
2. FAX
宮崎労働局 雇用環境・均等室宛
FAX：0985-38-5028

通報される場合は、可能な限り下記の内容の記述をお願いします。

- ・氏名
- ・連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先）
- ・被通報者（法令違反を行っている事業者等）
- ・通報者と被通報者との関係
- ・法令違反または法令違反のおそれがある行為の概要

●通報相談窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室

〒880-0805
宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F
宮崎労働局 雇用環境・均等室宛
電話:0985-38-8821

窓口受付時間

8時30分～12時、13時～17時

公益通報者保護法及び公益通報制度全般についてのご相談は、消費者庁の「公益通報者保護制度相談ダイヤル」（03-3507-9262）にお問い合わせください。

厚生労働省の地方支分部局（都道府県労働局及び地方厚生支局をいう。）の法令遵守に関する情報については[大臣官房地方課地方支分部局法令遵守室](#)にて受け付けております。

別表

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- じん肺法（昭和35年法律第30号）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- 雇用対策法（昭和41年法律第132号）
- 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）
- 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
- 家内労働法（昭和45年法律第60号）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）
- 港湾労働法（昭和63年法律第40号）
- 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
- 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）
- 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）
- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）